

第4回教育委員会会議

1 日時 令和3年3月1日 火曜日 午後3時30分～午後5時30分

2 場所 中央図書館5階 大会議室

3 出席者

山本 晋次	教育長
森末 尚孝	教育長職務代理
平井 正朗	教育長職務代理
巽 樹理	委員
大竹 伸一	委員
栗林 澄夫	委員
多田 勝哉	教育次長
塩屋 幸男	東住吉区担当教育次長
大継 章嘉	教育監
金谷 一郎	顧問
川阪 明	総務部長
藤巻 幸嗣	教務部長
三木 信夫	生涯学習部長兼市立中央図書館長
盛岡 栄市	学校教育推進担当部長
村川 智和	総務課長
本 教宏	教職員人事担当課長
松井 良浩	教職員サービス・監察担当課長
川本 祥生	政策推進担当部長
松浦 令	政策推進担当課長
有上 裕美	政策推進担当課長代理

ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

- (1) 教育長より開会を宣告
- (2) 教育長より会議録署名者に平井委員を指名
- (3) 案件

議案第21号	第3次大阪市子ども読書活動推進計画の延長及び変更案について
議案第22号	第3次生涯学習大阪計画の延長及び変更案について
議案第23号	令和4年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストの実施要項案について
議案第24号	職員の人事について
議案第25号	職員の人事について
報告第4号	携帯電話等の使用実態に関する調査報告等について
協議題第7号	大阪市立小中学校における携帯電話等の取扱いについて

なお、議案第23号及び協議題第7号については会議規則第7条第1項第5号に該当することにより、議案第24号及び第25号については、会議規則第7条第1項第2号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

議案第21号「第3次大阪市子ども読書活動推進計画の延長及び変更案について」を上程。

三木市立中央図書館長からの説明要旨は次のとおりである。

大阪市子ども読書活動推進計画については、令和2年度中に第四次計画を策定し、令和3年度から同計画を実施する予定であったが、大阪市教育振興基本計画の1年延長、並びに全国学力学習状況調査の中止、及び新型コロナウイルス感染拡大に伴う子ども読書活動の取組を中止・縮小等により、指標の測定ができず、計画全体の評価や検証が困難であることを踏まえ、第3次計画の計画期間を1年延長し、その一部を変更したいと考えている。変更日は、現計画期間の最終日である令和3年3月31日を予定している。

計画の延長に当たっては、現計画の基本理念と施策体系、目標を継承することから、変更は最小限の時点修正等にとどめている。具体的には、第1章の(3)第三次計画の期間については、令和3(2021)年度の4年間に変更するとともに、第2章に記載の各取組におけるスケジュールや取組目標については、令和2年度の目標数値を承継した上で、令和

3年度まで1年延長する。また、第2章の1、(1)①の末尾に、「新型コロナウイルス感染症などによる臨時休館等にも利用できる電子書籍や動画配信等の非来館型サービスの活用に取り組みます」の一文を追加している。

今後、現計画の評価・検証を行い、国や大阪府の計画及び大阪市教育振興基本計画や生涯学習大阪計画との整合性を図りながら、取り組むべき施策を十分検討し、次期計画案を策定していく。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 電子書籍や動画配信型の非来館型サービスは大体できていますか。まだこれからということですか。それとサービスの活用は、いつまでに展開されますか。時期は来年度末ということによろしいでしょうか。

【三木中央図書館長】 電子書籍や動画配信等の非来館型サービスですが、大阪市立図書館では、電子書籍については平成24年度から導入しております。これは、全国の図書館でも非常に早い方で、現在でも大阪府、あるいは京都市、横浜市、名古屋市など、主だったところはまだ電子書籍を導入しておりません。したがって、大阪市のつきましては、先進的に行っている方でございます。

特に、電子書籍につきましては、昨年度の緊急事態宣言を受けた4月、5月の臨時休館の期間から利用が拡大しまして、6月、7月等については、前年同月の3倍から4倍の利用があったということでございます。また、デジタルアーカイブでは、大阪市立中央図書館が所蔵している古文書や写真、絵はがき、地図などの貴重資料の画像を約13万点ほど公開しております。また、ナクソス・ミュージック・ライブラリーという150万曲以上のクラシック音楽中心の音楽配信サービスをストリーミングで提供しております。

子どもの読書に関わることとしましては、One Book One OSAKAというお気に入りの1冊の絵本に投票していただきその年の大阪の絵本を選ぶ事業を行っています。昨年「パンダ銭湯」という絵本が選ばれ、著作者、出版社の許諾を得まして、実際に銭湯の中で読み聞かせの動画を撮影して配信しました。このほかビジネス講座などいろいろな動画を配信する取組みを充実して行っております。それをさらに積極的に充実していこうということで、中学生向けの電子書籍サービスのPRも行っており、子どもたち向けのサービスも今後この計画期間内で充実させていきたいと考えております。

【大竹委員】 ありがとうございます。電子書籍のジャンルというのは、全部のジャン

ルではないでしょうから、重点的にここの部分は、書籍の電子化しようというような方針はありますか。

【三木中央図書館長】 はい、ございます。「大阪市立図書館資料収集方針」というものがございます。約430万冊の蔵書は紙でございます。電子書籍は非常に金額が高く、著作権料が高い関係もあり、1冊あたりが高いということもございますし、利用される範囲が高齢の方については紙の方がしっくりくるということがございます。電子書籍については、限られた予算を購入に充てるということで、主に調べものですね。一番の特徴として、検索性が高く一瞬にして検索できるというメリットがございますので、学生とかビジネスマン等が調べ学習に使うような辞典類、英語の関係、外国語書籍とか主に調べものを中心に、著作権との関係もございますけれども、小説とかそういった読み物は紙を中心というふうにすみ分けております。

【大竹委員】 分かりました。ありがとうございます。

【異委員】 コロナ期間が約1年くらいになりますが、なかなか図書館に行けなくなりまして、子どもから電子図書、普通はスマホとパソコンをよく見て目が疲れるので、オーディオブックのような代読してくれる本で耳で聞きながらというような読書に関しての手段というのが大きく変わったというふうに思っています。

今、学校では休み時間、密になってはいけないとか、学年で分散されて遊びに行かないといけないということでグラウンドを自由に使うことができないため、教室に残ることが多く、すごく本を読む子どもが増えたというふうに聞いています。子どもが言うには、教室の後ろに学級図書というんですか。

【三木中央図書館長】 はい。

【異委員】 学級図書はこの1年間くらいで拡充、拡大されたんですか。詳しくはわかりませんが、毎週入れ替わるんですか。毎月とかですか。コロナが2021年すぐにはゼロにはならないと思いますので、なかなか図書館にも行けないし、休み時間外にも遊びに行けないけれど、後ろにある学級図書でたくさん本を読むことができるので、学級図書の充実、拡充、拡大というのはすごく大事だというふうに思います。

【三木中央図書館長】 学校につきましては、学校図書館がそれぞれ学校に設置されることになっております。私どものほうで学校図書館活用推進事業というものを行ってまして、蔵書の充実ということで、各小学校で7千冊、中学校で8千冊という大阪市図書標準を定めております。それに足りない学校は、予算を配分し蔵書を購入することで全小

中学校において大阪市の基準は達成しております。学校図書館に、最低週1回、中央図書館等から補助員を派遣しておりまして、できるだけ図書館を開けていくということで、図書蔵書の充実と使いやすい学校図書館サービスを行っております。

それでもやはり足りない部分等がありますので、それについては各地域図書館あるいは中央図書館から、団体貸出をしております。学校とかに対して、団体として必要な図書を貸し出すということで、学校の先生からご要望がありましたら、それぞれの学習過程に応じたそれに関係のある本をできるだけ迅速にお応えできるようにしております。学校図書館だけでは本は限られていますので、市立図書館の蔵書を活用してできるだけ充実させていきたいというふうに考えております。

【栗林委員】 異委員のおっしゃった件に関連してですが、今後の学習、学校分野との関連でお話しさせていただけたらと思います。今、大学では電子教科書の研究がかなり始まって進んでいます。将来的には学校で電子教科書を使うようになり、そういう体制が急速に進んでいくと考えています。それはなぜかと言うと、これからの学習というのは知識を身につけてもらうということはあるにしても、それがメインではなくて、知識は電子媒体という流れがあります。それだけではなくてそういうものを本当にこれからどういう考えに立って学習を進めていったらいいか、どういう疑問を持って自分が知識を活用していったらいいか、そういうことを身につけていくためには、学校でもアクティブ・ラーニングと言っていますが、例えば、先生が図書の一部を切り取って、これはどうなのかと疑問を提示していくのが相応しいと言われております。そういうことには、やはり電子教科書は非常に役に立ちます。昨年はコロナがあって、1年間オンラインで大学の学習は成功して進んだと思いますので、今後、学校教育の中でも取り入れられていくと思います。そうしたことに貢献できるような素地というのは、アクティブ・ラーニングの中で生徒が自分の疑問を調べ直して、それを解決に導いていけるような資料を十分に整えていただく、遠隔でアクセスして調べものもできるというようなことを強化していくことがこれからは必要になると思います。今、充実を図っておられる作業は非常に心強いことと進めていかと思います。そういうことを充実させていただけると、子どもたちにとっても非常に学習の助けになるのではないかと思います。よろしく申し上げます。

【三木中央図書館長】 分かりました。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第22号「第3次生涯学習大阪計画の延長及び変更案について」を上程。

三木生涯学習部長からの説明要旨は次のとおりである。

生涯学習大阪計画については、大阪市社会教育委員会議の意見具申を受けて、令和2年度中に第四次計画を策定し、令和3年度から同計画を実施する予定であったが、大阪市教育振興基本計画の1年延長、及び新型コロナウイルス感染拡大により、生涯学習の取組実施が困難な事例が多く、また指標の測定も困難であることを踏まえて、第3次計画の計画期間を1年延長し、その一部を変更したいと考えている。変更日は、現計画期間の最終日である令和3年3月31日を予定している。

計画の延長に当たっては、現計画の基本理念と施策体系、目標を承継することから、変更は最小限の時点修正等にとどめている。具体的には、第3章の3、計画の期間について、令和3（2021）年度までの5年間に変更するとともに、同条2、5、社会状況の変化を踏まえた生涯学習のあり方についてを追記している。

要約すると、新型コロナウイルス感染拡大により、生涯学習の取組の多くが中止、延期となり、学びを通じた人とのつながりを育むことが困難になっていること。その一方で、ICTの進展など、新たな局面が生じていること。これらの社会状況の変化を踏まえた生涯学習のあり方については、次期計画策定に向けて検討していくこととしている。

今後、現計画の評価、検証を行い、大阪市教育振興基本計画等との整合性を図りながら、取り組むべき施策を十分検討し、次期計画案を策定していく。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第4号「携帯電話等の使用実態に関する調査報告等について」を上程。

盛岡学校教育推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

携帯電話等の使用実態に関する調査報告等について、説明を申し上げる。

昨年度の令和2年1月に開催された総合教育会議において、市長より、子どもたちのスマートフォン等の長時間使用が与える影響について、言及があった。

教育長からは、子どもたちからの実態を聞くなどして、まずは現状把握を行い、実態改善に向けた対応策を検討していく旨、回答いただいた。この発言を受けて、事務局では、今年度小中学校の携帯電話・スマートフォン等対策検討ワーキングを立ち上げて、子どもたちへのアンケートによる実態調査をコロナ禍による学校休業等の影響も鑑みて、2回実施

した。

そのアンケート結果を基に、令和3年1月には、子どもたち自身でスマートホン等の使い方を考える場として、中学生の生徒会代表による「大阪市スマホサミット」を開催の上、ネット依存について議論し、何が問題なのか、どうすれば問題を解決していけるのかについて話し合いを行った。

本日は、調査結果や本市スマホサミットから出された意見等の報告をするとともに、今後の取組み等について、教育委員の皆様から意見をいただきたいと考えている。

児童・生徒のアンケートについての報告であるが、本アンケートは、令和2年7月から8月にかけて、市立小学校の5年生、6年生、及び中学生の合計3,302名を抽出することにより実施した。

1つ目の使用実態については、小学校5年生の段階で「普段インターネットに接続している」と回答した児童は、男女ともに90%を超えており、小学校6年生以上では、男女とも98%前後となっている。また、一日当たりのネット接続時間についても、小学校5年生女子以外では、30%から40%の児童・生徒が一日の使用時間が4時間を超えるという回答になっている。なお、10時間以上ネットに接続していると回答した児童・生徒は、小学校5年生女子を除いて、10%から20%程度となっている。10時間以上であるから、家にいる時間はほとんど接続しているというような状況になっていると推測される。

一番多くネットを利用する機器としては、小学校5、6年生の男子がゲーム機である以外には、いずれもスマートホンとなっている。また、自宅で一番することについては、いずれの学年においても、ネット接続が最多となっており、具体的な利用内容については、動画の視聴が最も多く、次いで男子ではオンラインゲーム、女子ではSNSの利用となっている。

次に、利用時間による比較についてである。利用時間が4時間までと回答した児童・生徒と4時間以上と回答した児童・生徒を分けて、その他の質問に対する回答の比較を行ったものである。

生活習慣に与える影響としては、4時間以上の利用をしている児童・生徒は、朝食を必ず食べると回答した割合が低く、12時より遅く寝る、普段勉強しないと回答した割合が高くなっている。また、SNS上でのやり取りの傾向としては、1分以内に返信する、グループ通話を何度もする、ネットでけんかをしたことがあると回答した割合が、4時間以上利用している児童・生徒は高くなっている傾向が見られた。

ネット利用に伴う行動等についての傾向としては、4時間以上利用している児童・生徒の中に、ネットで5千円以上課金したことがあると回答した児童・生徒が24.1%もいるということである。また、面識のない人とLINE等でやり取りをしている児童・生徒も、4時間以上の利用している児童・生徒のほうが、そのほかの児童・生徒より約2倍ほど多く、さらにその相手等と実際に会ったことのある児童・生徒も7.5%いることが分かった。

当アンケートにおいて、児童・生徒のネットへの依存傾向についても、調査項目を設けた。記載しているチェック項目については、インターネット依存の概念を提唱したピッツバーグ大学のキンバリー・ヤング博士が作成した診断項目であり、該当項目が8項目中、5項目以上で依存症の危険性を警告するものとなっている。同様の基準でネット依存の全国調査が厚生労働省によって、中高生を対象に実施され、2018年の調査で依存傾向のある中学生は、全国平均で12.4%、高校生が16.0%となっている。

本市のアンケート結果では、中学生においては、2018年の全国平均をおおむね上回る数字となっており、小学校5、6年生においても、一定割合の児童が依存傾向にあるという結果が見えてきた。また、依存傾向の有無により、保護者や生徒会及び友達とのルールを破ることについても、差が生じるどころが結果として見えてきた。

これらのアンケート結果を踏まえて、子どもたち自身でスマートホンなどの使い方を考える場として、令和3年1月23日土曜日に中学生の生徒会を対象とした「大阪市スマホサミット」を開催した。

10月に参加中学校を募集して、先ほどのアンケート結果を基に参加校において議論が行われた。11月から12月にかけて、各教育ブロックから2校、計8校を会場として、生徒会交流会を実施した。市内130校のうち86校が参加し、その中から選ばれた各教育ブロック代表校2校が1月の本市スマホサミットに参加した。

そのサミットの中で出された生徒からの提言である。生徒からの提言については、「行政・企業へ」、「保護者へ」、それから「先生・学校」へ、そして「自分たちへ」と4方面へ向けてなされており、さらにそれを基に議論が行われた。その中から、総括意見として、「一方的に否定したり規制しないでほしい」、「ルールは必要だと思うが、自分たちの考えも聞いてルールのことを考えてほしい」、「しっかり話し合うことが必要」、「まだ自分たちで判断できる力がない、しっかり判断できるように学びたい」、「学校への持込みはしっかり判断できるようになってからのほうがよい」、などの意見が出された。

これら生徒からの意見やPTA協議会代表の方、あるいは現場の先生方の声などを反映

し、事務局としては、今後こういった生徒たちの意見をサポートする取組を進めることが必要であると認識した。

これまでの調査結果や大阪市スマホサミットでの子どもたちの意見を踏まえて、事務局内にこのたび立ち上げたワーキンググループにおいて、「児童・生徒自身が携帯やスマホなどの使用について判断することができる力を身につけること。」や、「各学校において、児童・生徒や保護者の議論を重ね、実態に応じた独自のルールを策定すること。」を支援するため、取組を進めていきたいと考えている。具体的には、さらなる実態把握として、アンケート調査を実施し、使用状況及び生活習慣、健康との関連等について分析を進めてまいる。併せて、その分析から見えてきた課題に対する取組の検討を行うとともに、情報モラル教育、情報リテラシー教育担当部署との連携及び情報共有についても進めてまいる。さらに議論する場の設定としては、「大阪市スマホサミット」の継続開催や生徒自身からの発信として、今年度の「大阪市スマホサミット」参加校作成による新聞の発行、保護者への問いかけとしては、大阪市PTA協議会との連携などを進めたいと考えている。また、年度内には文部科学省からの「学校における携帯電話等の取扱いについて」の通知を受けて、本市の方向性を各小中学校へ通知する予定としている。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 この報告をいただいて、実態がよくわかりますね。母数が3,600くらいですか。これが全体の状況というような実態ですね。生活に影響が出ている、チャットとかばかりに気を取られている状況、課金でも5千円以上使っている、実際に7.5%が犯罪、被害につながるような、ということがありますので、今回報告いただいたんですけど、これで教育委員会としても大阪市としても何らかの方針を考えないといけないと思います。次、対策をどうするか、ルール化をどうするかという時に、ここで生徒さんのご意見をいろいろ集約していただいて、一方的には規制しないでほしい、ルールは必要だけど自分たちの意見を聞いてください、それはそうですね。しっかり話し合うことが必要で、ただ自分たちに判断できる力はない、しっかりできるように頑張るなどかなり条件がいっぱいあります。行政としてある程度ルール化をする時には意見を聞きながら決めないといけない、決断しないといけないということがあります。連立方程式がいっぱいあって、結局何もなりませんとなるのか、これを条例化して、何時間までですとある程度ルール化することですかね。今、香川県で訴訟になっているようですし、その推移を見ていかないとい

けませんが、ルール化する時にどんなふうにしたらいいのかということ、まずはルール化するかどうかということがありますけれど、仮にルール化すると、どういう形でプロセスを踏んで条例なり規則化するかということになると思います。その時に、生徒さん方の意見を聞くというのはどうすればいいのか。今回サミットをしていただいて、もらった意見が全てのことを代表しているかはわかりませんが、どんなふうに意見を吸い上げて最後は妥協したうえで時間とか内容を決めていくしかないと思いますが、どうするかについて前向きに考えていかないといけないと思います。その時に、例えばパブリックコメントというのが行政関係で法令を作る時にあります。インターネットで公開して意見があったら言ってくださいとなりますが、各学校に意見を求めて、それを吸い上げていって修正を加えるというような、生徒をターゲットにした特別のパブリックコメントみたいなことをする必要があるのでないかと、今日いただいた報告を見て思います。もちろん、報告はこういう実態で出てきましたが、次どうするのか非常に難しい。意見を聞いてほしい、でもわからないので教えてほしいというのはその通りなんですけれど、そうすると何もできずに数年経ってしまうかもしれないので、そこを踏み込んで考えていかないといけないと思います。

【異委員】 生徒からの提言は、本当にしっかりしていて、分かりやすく分けて書いていただいているなというふうに思います。保護者へというところは、何かグサツときたというか、こういう本音があるんだろうなと思って見ていました。森末先生がおっしゃったように、スマホとかネットに関しては日頃から重点的にもっと取り組まないといけないというふうに思っています。特にコロナの期間、この1年間は家に籠っているのでネット利用とかが増えたというのは本当に実感としてありますし、子どもも絶対に時間としては増えていると思っています。

報告を見させていただいて、自分が思っているよりも長い接続時間とか、影響が大きくて自分の子どもに当てて例えると、帰ってからもずっとスマホばかりを見ていて、今はテレビよりタブレットとかスマホです。スクリーンタイムでどれくらい見ているのかと思って見ると、1日に平均2時間弱です。親の感覚としてはすごく長いです。この4時間というのは、何かがあったのかなと思います。極端に長いです。2時間というのも相当長くて、ずっと見ているような感覚です。何か比較対象はあったのですか。全国の4時間というのは、相当見てるという感覚ですけれども。

森末先生がおっしゃったように7.5%知らない人と会った、これはきっと対面ですよ。

すごく怖いと思いました。事件とか事故に巻き込まれる可能性も多いので、こういったところのリスクとか怖さというのは伝えないといけないというふうに思っています。

スマホサミットはすごく気になっていて、見に行きたかったのですが、時間とかが間に合わなくて行けなかったのですけれど、ぜひ公開にすべきというふうに思っています。今回オンライン配信とかもなかったですよ。今後、継続的にされるということであれば、良い取り組みをされていて、悩んでいる親子もたくさんいると思いますので、ぜひたくさん配信できるように、それもオンデマンド型とかで配信していただければ非常に嬉しいというふうに思っています。

ルールを決めるのは、本当に難しいというふうに思いますが、基本は家庭だと思います。家庭のルールがあつてこそだと思いますけれど、やはりいじめとか、トラブルにつながっていきます。学校でもそういうリスクとか、怖さというのを総合学習でも多分されていると思いますが、教科書採択でも例えばLINEのトラブルもあったと思いますけれど、教科書では追いつかないくらいのレベルで進んでいます。

今、日本で爆発的に人気のあるのがクラブハウスです。そういうSNSがあつて、試しに1回してみて大変な危険があると思ったのですけれど、年齢を調べると18歳以上だったので少し安心してよかったと思いました。今後、子どもたちがどんどん使えるリスクの高いものが次の教科書の更新までにどんどん出てくると思いますので、何かリアルなディスカッションみたいなものを取り入れていかないと、というふうに思います。

私は、全てのネットが悪者ではもちろんないと思いますし、調べものに使ったり、電子図書は子どもも使っていますので、どううまく使うかということだと思います。うまく付き合っていくというのを、ルールは家庭でというふうに思いますが、リスクとかトラブルは学校できちんと教えていただいて、生徒さんもおっしゃっていたように、スマホのトラブルとかそういうものを知識として話し合う場をもっと作っていかないといけないというふうに思っています。

【平井委員】 ルール作りのところで、安全・安心ルールとうまく連動して作ってほしいと思います。学校によって温度差がありますので、あまりにも細かいルールを作ると学校がうまく活用できなくなる可能性があります。土台となる安全・安心ルールを明確でシンプルなものにした上で、各学校が積み上げられるようになればよいと思います。

同時に、なぜこれを作ったのかという説明責任も伴います。スマホについて言えば、いじめにつながることもあります。状況によっては警察に来校してもらい指導していただく

ことも必要ではないでしょうか。第三者から説明すると恐ろしさがよく分かるので、ルール作りの意味がわかるのではないのでしょうか。ご検討よろしく申し上げます。

【栗林委員】 生徒自身が話している先生とか学校へという中に、スマホの持ち込みはまだ早いと生徒自身が言っているということは、多くの学校ではスマホを持ってきてはいけないということになっていると思います。それはタッチレスだと思っただけでも、外的な状況で規制して、子どもたちが学校に行っている間にいろんなところにアクセスするというようなことがないようにするには1つですけど、それと同時に平井委員もおっしゃったけれども、もう1つ大事なものは情報側の教育、中身ですね。つまりそれを使う時に、子どもたちが自分がどういうルールに基づいて電子媒体を使わないといけないのかということ認識していただくことです。これがやはり非常に重要で、我々の大学の情報科学の学生は、まずここをしっかりと大学で最初の段階でたたき込まれるので、非常にほかの人に対しては厳密に扱いを指摘するようになるということです。外的な規制をして、それによって対応していくということが非常に大事だと思います。もっと大事なものは情報にアクセスをしたり、使う時のモラルをどう調整していくのが非常に重要だと考えています。そこを二面作戦で対応していただけたらありがたいと思います。

【大竹委員】 質問が一つと意見が一つですけども、まず質問のほうは統計学上で見ると、4時間以上利用している児童・生徒の食事や勉強時間の関係は、この通りだと思います。要は3時間で区切ったらどうなのか、5時間で区切ったらどうなのかという、統計処理上でいうとこういうふうになっているので、これだけを見て大変ですねというよりも、時間の使い方を指導するような見せ方のほうが良いと思います。本当に5時間以上、3時間以上になったらどうなのかと色々ありますので、元の資料はあるでしょうから、そういうものを説明していただいたほうが、あるいはその場で見ていただいたほうが、本当にこういう利用時間による影響というものがわかると思います。

先ほど、巽委員が言ったように、親から見れば普通ではないのでしょうかけれど、2時間を超えると多いと本当に思います。4時間で切ったということは、統計学上でこれが一番明確に出るかどうかわかりませんが、そういう面では、生データ等も少しつけていただくとわかりやすいかと思います。

意見のほうは、長い時間を見るということになると、やはり家庭のルールというのが重要で、その時に、家庭のルールと学校全体、地域で見たルール、縛ったルールは違うということです。特に、家庭では2時間と決めても、学校、地域全体で見ると4時間くらいに

なったり、あるいは超えたりするとみんながそれで良いというような話になっていると、家庭でどういうふうにも子どもを指導するのかといった問題が出てきます。それは子ども自身も考えないといけないし、家庭も考えないといけない。学校も考える。そういう面では、やはりこれからも色々な意見交換もしていくということで、その結果のルールはあまり大括りにしないということがあるのですけれど、その経過をしっかりと踏んでいくということが、携帯をどれだけ見るかということになるので、そういった途中経過というかコンセンサスを得るプロセスというものをもう少し学校、生徒だけではなく、ぜひPTA、家庭も巻き込んだ議論をやっていただけるように進めていただけたほうがいいのではないかと思います。

【盛岡学校教育推進担当部長】 今、ご指摘のあったアンケートの結果について詳細なデータを示してほしいとのご意見をいただきました。2回目のアンケートを現在、取っており、もう少し項目も増やして調査しているので、今いただいたご意見を含めて詳細なデータの提示ができればというふうに思っています。

併せて、スマホサミットを実施して、子どもたちは切実に自分の問題として考えているということを感じました。使っている時間が長いということも自覚できているし、ルールをどうして自分たちが守っていったらいいのか、作っていったらいいのかということを、もうSOSを出しているというふうに感じたので、そこも何年もかかってはいけないという指摘がありました。参加校は新聞を作って発行することになっているので、各現場に配付しながら学校でまたしっかり考えるようなものをつくっていきたいと思っています。参加校を見ると、もう既に校内にポスターを貼っていたり、動き出しているところもあるので、そういう状況もみながら進めていきたいと思っています。

【山本教育長】 ありがとうございます。大変たくさんの貴重な意見をいただきましたので、今後の議論の中で基本に置いて、観点に沿って具体的な検討を進めていただくようお願いいたします。

協議題第7号「大阪市立小中学校における携帯電話等の取扱いについて」を上程。

盛岡学校教育推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

先ほどは、調査にかかわる結果報告であったが、そのうちアンケート調査結果や本市スマホサミットによる生徒からの提言を踏まえて、本市小中学校における携帯電話等の取扱いについて、意見をいただきたい。

令和2年7月31日付に文部科学省より通知された、「学校における携帯電話の取扱い等の見直しについて」の概要であるが、通知の背景としては、近年、児童・生徒への携帯電話の普及が進んでいるとともに、災害時や児童・生徒が犯罪に巻き込まれた時などに、携帯電話を緊急時の連絡手段として活用することへの期待が高まっていることを踏まえて、文部科学省が有識者会議を設置して、平成21年に発出した通知の見直しにかかわる検討を行ってきた。その結果を基に、学校における携帯電話の取扱い等について、学校及び教育委員会等の取組における基本的な考えを周知したものである。

小学校については、「原則持込禁止とし、個別の状況に応じて、やむを得ない場合は例外的に認める。」と示され、平成21年の通知と同じ内容となっている。中学校については、「原則持込禁止とし、個別の状況に応じて、やむを得ない場合は例外的に認める。」と、小学校と同じ項目になっているが、それに加えて、「または、」として、「一定の条件を満たした上で、学校または教育委員会を単位として持込みを認める。」と示した。

一定の条件というのは、1点目、「生徒が自らを律することができるようなルールを学校のほか、生徒や保護者が主体的に考え、協力してつくる機会を設けること。」2点目、「学校における管理方法や紛失等のトラブルが発生した場合の責任の所在が明確にされていること。」3点目、「フィルタリングが保護者の責任の下で適切に設定されていること。」4点目、「携帯電話の危険性や正しい使い方に関する指導が学校及び家庭において適切に行われていること。」と示された。これら4つの条件が学校と生徒や保護者との間に合意がなされ、必要な環境の整備や措置が講じられている場合のみ、持込みを認めるというふうを示された。

今般の文科省通知を受けて、先ほど第4号で説明した調査結果を踏まえて、「大阪市立小中学校における携帯電話等の取扱いについて」の事務局案であるが、小学校については、現時点では文科省の方針に沿って、「原則持込禁止として、個別の状況に応じてやむを得ない場合は、例外的に認める。」としたい。

中学校についても、現時点では小学校と同様、「原則持込み禁止とし、個別の状況に応じてやむを得ない場合は例外的に認める。」とするが、「ただし、」として、「一定の条件を満たした上で、学校を単位として持込みを認めることができる。」としたい。学校単位として認める場合の一定の条件としては、文科省が示しました4項目をそのまま踏襲したいと思っている。それら4つの条件が、学校と生徒や保護者との間で合意がなされ、必要な環境の整備や措置が講じられている場合にのみ持込みを認めるというふうを示している。

今後、事務局では、児童・生徒の携帯電話等の使用状況等について、さらに実態を把握した上で、学校への情報提供や取組に対する支援を考えていきたい。

携帯電話等の持込みについて検討することにより、生徒自身が必要な知識を適切に身につけ、その取扱いについて議論を重ねる中で、しっかりと考える期間になろうと認識している。

質疑の概要は次のとおりである。

【異委員】 1点確認と提案になります。文科省の全文を読めているわけではないのですが、原則、大阪市も文科省にほぼ準じているという理解で大丈夫ですよね。

もう1つは、災害時とか児童、生徒が犯罪に巻き込まれた時ということなのですから、端末のタブレットを一人一台配付されていて、次年度からかはわかりませんが、持ち帰ることがもし可能であるのであれば、スマホとか携帯電話ではなくて、そのタブレットで災害時や犯罪に巻き込まれた時の対応ができるのであれば、スマホを持ち込む必要もないのではないかと考えたので、できるかできないかというのを教えていただきたいです。ハードルはいっぱいあると思いますが、大阪府北部地震とか東北で大きな地震があって、そういう地震の速報のベルは鳴って10数秒だと言われているかと思います。気象庁のホームページを見たのですけれど。身の安全を確保する、頭を保護する、ブロック塀から少し離れる、そういった何秒かの間に対応ができるのかなというふうに思ったので、何かそういったところも難しいかもしれないけど、どこまでできるのかということがわからないので確認したいです。基本的には、スマホは持って行く必要はないかと思います。災害時と事故とか事件に巻き込まれるかということころは、やはり常に気になるところではあるので、タブレットで何かできたりするのかというふうに思います。

【松浦教育政策課長】 端末につきましては、インターネットに接続するのはその端末だけではできません。

【異委員】 自宅とかですか。

【松浦教育政策課長】 持って帰ったとしても家でWi-Fiの環境のところでは使えますけれども、外で何かに巻き込まれた場合などは使えません。多分、GPS機能とか、電波を捉えてということ想定したかと思いますが、そういう機能はございません。

【山本教育長】 実際にはこの条件をつけて、文科省からの考え方の整理があるので、それに沿った回答を本市としてもしていくという形ですが、一定の条件を満たしたうえで、

学校としてのいろんな取扱いの整理がいるわけですね。これを積極的に促す意味でいけば、先ほど、この前オープンで議論したような、もう少しその影響を科学的に見るといふものをきちんと整理をして各学校に具体的な情報発信をしていくという作業も並行していかないと、小学校の場合はなかなか無いけれども、中学校の場合は使い方、災害や犯罪といったことに対して自分なりに判断して一定信号を送るといふことはできるだろうから、全体的にはそれ以外でプライベート的に家庭内等で使う時のいろんなスマホとの接し方についての基本的な認識も話をしていかないと、なかなか常時そこにあるといふことについてもいろんな課題性、問題性がクリアできずに、災害、犯罪とは切り離して問題が生じてくる可能性があると思います。そこをこういうふうな形できちんと整理していったら、家庭内で深みにはまっていくことを抑制していく方向でのいろんな議論が可能になっていくといふようなことのアピールといふか、考え方の整理もしたうえで、一方で津波の危険性とか、高いところであるとか、脆弱な基盤とか、地割れとかが予想されることについて、色んな危機がある中ではこういう条件を整理して持ち込みも検討していくといふ形も、進捗の仕方になっていくと思うんですね。決めたからといって、全部の方向でそういうふうには何か一定条件を満たしたうえで、持ち込みを認める方向で進めていくといふようなものでは決してないといふこともまた確認をして、きちんと議論をしていくためには、先ほど色々問題提起を受けたからいずれも整理をして、家庭の部分も含めて、スマホとの向き合い方をきちんと具体的に整理をしていくことが必要だと思います。併せて、各学校と十分協議をしていただくことになるのかなと思います。

ただ、新年度を迎えるにおいて、今年度に国のほうから考え方の整理がされた問題については、その基本的な考え方を踏まえて、議論をして整理していくといふことで今回の説明といふふうに理解しておいてほしいといふわけです。

まだこれは決定的ではなくて、これから議論を進めていく形になりますので、先ほどいただいた課題も含めて議論を進めていきたいと思っております。

【森末委員】 個別の状況に応じてやむ得ない場合は、例外的に持ち込みを認めますとあります。この例外的な場合について、何か基準を明文で設けているのですか。そういうのはないのですか。

【盛岡学校教育推進担当部長】 基本的な基準は分かりませんが、保護者からの申し出、生徒さんからの申し出がありまして、小中一貫校とか、学校からそのままどこかへ行っているパターンが毎週になるところについてだけ認めているケースは見受けません。

【森末委員】 そうすると学校の判断となるのですね。私立学校とか、公立で行っているところもありますけど、位置発信情報の端末をかばんに入れておいて、学校に登校しました、下校しました、変なところに行っていたらピピッと警告します。お金はかかるんですけど、結構実施している学校があるのですけれど、大阪市は全然してないですよ。そういうことも検討することはありますか。今回の携帯とは全然違いますが。

【異委員】 見守るデーでやっています。

【森末委員】 見守るデー。

【異委員】 やっています。

【森末委員】 やっていますか。

【異委員】 はい。学校単位ですね。月3回やっていますので、非常に安心です。

【森末委員】 学校単位で行っていて、全体で行っている訳ではないのですね。わかりました。この例外的な場合は、ほとんどカバーできるかもしれないという気はします。統計がスマホですから、スマホを学校に持ち込むという例外を認めていますけれど、できるだけ限定的に考えてもいいし、学校単位で考えるとなると判断が大変なのでちょっと明確にしておいた方がいいと思います。今回追加するのは、一定の条件を満たしたら広げますけれど、安全のために広げるのが必要かどうか考えないといけない。国に合わせてどんどん広げましょうというより、さきほどの話だと、できるだけ限定すべきとなる。そこも考えていただきたい。

【山本教育長】 ありがとうございます。

【平井委員】 これでよいと思います。環境は千差万別ですから机上だけでルールを作ってもなかなか浸透しません。現場が混乱するといけないので、基本的には原則持込禁止にしておいて、許可する場合、一定の条件でというふうにしておかないといけないのではないのでしょうか？当然、学校側が決裁するのですが、教育委員会がしっかりと把握できる体制づくりが要ると思います。

【山本教育長】 いろんなご意見が出ましたので、具体的な取扱いの方向性につきまして、議論を深めていきたいと思います。

議案第23号「令和4年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストの実施要項案について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

まず、改正内容について説明する。 ボランティア加点制度における活動対象期間の拡大について、教員採用選考テストを受けていただく方が、より実践的な経験を積んでいたことを目的として、教員採用選考の前年度から2年間としていた活動対象期間を、教員採用選考テストの前年度から3年間に拡大する。

特別支援学校教諭の普通免許状を所有する受験者に対する加点制度の拡充について、特別支援教育の専門性を有する方により一層受験いただけるよう、第1次選考の点数を30点から90点に、2次選考の点数を10点から30点に拡充する。

次に、教員免許状失効歴等の確認の実施について、適切な採用試験実施することを目的として、採用選考の出願様式に刑罰・処分歴の有無等を記載する欄を示すこととする。また、併せて文部科学省から提供される官報情報検索ツールを活用して、教員免許状が失効、取上げとなった事実の有無を確認していきたいと考えている。

次に、実施要項案の概要について説明する。採用予定数について、令和4年度は全校種を合わせて675名となっており、高等学校が府へ移管されることに伴い、採用選考を実施しないことから、前年度から35人減となっている。小学校については、35人学級の実施に伴って、前年度より40名の増加となっているが、中学校については定年退職者の減少により、40名の減少となっている。選考テストの日程は、第一次選考を6月26日、第二次選考を8月14日、第二次選考の合否発表を、10月29日を予定している。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 刑罰処分歴の記載があるということですね。これは大阪市独自ですか。ほかの自治体でも行っているのでしょうか。

【本教職員人事担当課長】 大阪府、堺市も同様に行っています。

【森末委員】 処分歴が有る場合、採用選考として合否はどう判断されるのでしょうか。

【本教職員人事担当課長】 面接で処分歴について詳しく聞いて、内容を加味したうえで、成績と併せて総合的に判断をすることになると思っています。

【平井委員】 技術科、家庭科の教員が全国的に少ないので方策を考えていくべきだと思います。また、理科、数学科についても、免許状を持っていても教員を志望しない方が多いのが実態ではないでしょうか。まずはこれらの教員確保を最優先に考えられたらと思いますのでご検討ください。

【本教職員人事担当課長】 わかりました。来年度はこれで進めさせていただきますが、

その次の時に向けて検討してまいります。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第24号「職員の人事について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、業務上の横領である。被処分者は小学校教諭、27歳である。処分内容については、地方公務員法第29条による懲戒処分として停職2月とする。本件の概要であるが、当該教諭は令和2年3月中旬、勤務校の備品であるノートパソコンを無断で使い回したり、数カ月間私的利用をした。さらに、管理職からの事実確認などに対し、虚偽の回答を行うなど事実の隠蔽を図った。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第25号「職員の人事について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、児童への体罰行為に対する事案である。被処分者は小学校教諭、36歳である。処分内容については、地方公務員法第29条による懲戒処分として減給3月とする。本件の概要であるが、当該教諭は、令和2年6月頃、授業を指導した際、児童の首を掴んで持ち上げた。またこの行為について管理職への報告を怠った。また、11月に別の授業を指導した際、児童の頭頂部を左拳で叩いた。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

(5) 山本教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

教育委員会委員
